

プライベートバンキング取引規定集 新旧対照表

当行では以下の通り、プライベートバンキング取引規定集の改定を予定しております。

改訂日： 2022年2月21日(月)

現行	改訂
<p>◆口座開設規定</p> <p>現行記載なし</p> <p>第3条 印章紛失等</p> <p>印章を失ったとき、印章または署名、氏名(社名・代表者)、住所(所在地)その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>第8条 休眠口座</p> <p>1. 本申込により当行に開設した預金口座が1年以上の長期にわたり利用がなく、<u>当行が相互の信頼関係が損なわれたと判断し、預金者に残高のない場合にその旨を通知し、通知後2か月以内に預金者の継続意思の表明がなかった場合は、当行は預金者が解約に同意したものと見なし、当該預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p>第10条 預り金口座</p> <p><u>当行との預金取引においては預り金口座を開設するものとし、預り金口座が解約された場合には、預り金口座解約時に当然に当行との間の預金取引は全て解約されるものとします。また、円貨定期預金その他の預金の利息は、預</u></p>	<p>◆<u>プライベートバンキング</u>口座開設規定</p> <p><u>当行とプライベートバンキング専用商品にかかる取引を行う場合は、このプライベートバンキング口座開設規定の他、これに付随する規定類をお客さまが確認し、同意したものとして取扱います。なお、2022年4月1日以降、お客さまによる預り金口座開設のお申込みはできません。本規定の対象は、プレスティアの預金口座開設とは異なりま</u> <u>す。</u></p> <p>第3条 印章紛失等</p> <p>印章を失ったとき、印章または署名、氏名(社名・代表者)、住所(所在地)その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当行所定の方法</u>により届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>第8条 休眠口座</p> <p>1. 本申込により当行に開設した預金口座が1年以上の長期にわたり利用がなく、<u>預金者に残高のない場合に、当行がその旨を通知し、通知後2か月以内に預金者の継続意思の表明がなかった場合は、当行は預金者が解約に同意したものと見なし、当該預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p>第10条 <u>プライベートバンキング専用商品の資金決済</u>口座</p> <p>1. <u>プライベートバンキング専用商品の約定資金の預け入れ、プライベートバンキング定期預金その他の預金の満期元本・利金の受入れ等の資金決済に使用する口座(以下、「資金決済口座」といいます)は、プレス</u></p>

現行	改訂
<p>り金口座に入金するものとします。</p> <p>第13条 代理人取引 (略)</p> <p>2. 代理人による取引において、以下の取引およびその他、当行が本人との確認が必要と判断する取引については、代理人による取引はできないものとします。この場合、別途、当行が本人の意思確認を行った上で、取引を行うものとします。</p> <p>(1) 融資取引</p> <p>(2) 信託契約の締結および契約の変更(当行がやむを得ないものと認めて承諾する場合を除く。)</p> <p>(3) <u>本人以外の第三者あて送金</u></p>	<p><u>ティア マルチマネー口座普通預金を開設するものとします。ただし、当行がやむを得ないものと認める場合に限り、預り金口座を資金決済口座とする場合があります。</u></p> <p>2. <u>資金決済口座は、プレスティア マルチマネー口座普通預金または預り金口座のいずれか一方とし、併用はできません。</u></p> <p>3. <u>資金決済口座を預り金口座からプレスティア マルチマネー口座普通預金に変更する場合、当行所定の手続きにより行います。その場合、預り金口座は解約されます。</u></p> <p>4. <u>プレスティア マルチマネー口座普通預金から預り金口座への資金決済口座の変更はできません。</u></p> <p>5. <u>資金決済口座を解約する場合、プライベートバンキング専用商品の取引も解約されます。ただし、資金決済口座を預り金口座からプレスティア マルチマネー口座普通預金に変更することに伴う預り金口座の解約の場合はこの限りではありません。</u></p> <p>第13条 代理人取引 (略)</p> <p>2. 代理人による取引において、以下の取引およびその他、当行が本人との確認が必要と判断する取引については、代理人による取引はできないものとします。この場合、別途、当行が本人の意思確認を行った上で、取引を行うものとします。</p> <p>(1) 融資取引</p> <p>(2) 信託契約の締結および契約の変更(当行がやむを得ないものと認めて承諾する場合を除く。)</p>

現行	改訂
<p>◆預り金規定</p> <p>現行記載なし</p> <p>第2条 反社会的勢力との取引拒絶 この預り金取引は、第15条第2項各号および第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第15条第2項各号および第5項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預り金口座の開設をお断りするものとします。</u></p> <p>第8条 払戻請求 (略)</p> <p>2. <u>預り金を払い戻すときは、当行所定の依頼書に、届出の印章または署名により記名押印または署名して提出してください。</u></p> <p>第10条 利息 <u>預り金には利息をつけません。この口座の資金の運用については、その都度、当行にご指示ください。</u></p> <p>第11条 届出事項の変更</p> <p>1. <u>印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</u></p> <p>(略)</p> <p>3. <u>預り金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出てください。</u></p>	<p>◆預り金規定</p> <p><u>本規定は、預り金口座をお持ちのお客さまに適用されません。なお、2022年4月1日以降、お客さまによる預り金口座開設のお申込みはできません。</u></p> <p>第2条 反社会的勢力との取引拒絶 この預り金取引は、第15条第2項各号および第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。</p> <p>第8条 払戻請求 (略)</p> <p>2. <u>預り金を払い戻すときは、当行所定の方法によって届出てください。</u></p> <p>第10条 利息 預り金には利息をつけません。</p> <p>第11条 届出事項の変更</p> <p>1. <u>印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</u></p> <p>(略)</p> <p>3. <u>この預金取引を行う際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出てください。</u></p>

現行	改訂
<p>第13条 通帳・証書の不発行</p> <p>預り金に関し通帳または証書は発行しません。当行はこの預り金の残高について定期的に<u>書面</u>で報告します。</p> <p>第15条 解約</p> <p>1. 預り金口座を解約するときは、<u>届出の印章をご持参の上、申し出てください。</u>この預り金口座から支払うべき債務のないことを確認した後に解約いたします。</p> <p>(略)</p> <p>4. 前2項により、この預り金口座が解約され残高がある場合、またはこの預り金取引が停止されその解除を求める場合には、<u>届出の印章を持参の上、申し出てください。</u>この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>第13条 通帳・証書の不発行</p> <p>預り金に関し通帳または証書は発行しません。当行はこの預り金の残高について定期的に<u>当行所定の方法</u>により報告します。</p> <p>第15条 解約</p> <p>1. 預り金口座を解約するときは、<u>当行所定の方法により届出てください。</u>この預り金口座から支払うべき債務のないことを確認した後に解約いたします。</p> <p>(略)</p> <p>4. 前2項により、この預り金口座が解約され残高がある場合、またはこの預り金取引が停止されその解除を求める場合には、<u>当行所定の方法により申し出てください。</u>この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>
<p>◆預り金規定附則</p> <p>第2条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等</p> <p>(略)</p> <p>3. 当行はこの預金のうち休眠預金等活用法の適用対象とならない預金について、最終異動日等とは口座開設規定第8条第2項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点となる日をいい、最終異動日等については、第1項および第2項を準用します。</p>	<p>◆預り金規定附則</p> <p>第2条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等</p> <p>(略)</p> <p>3. 当行はこの預金のうち休眠預金等活用法の適用対象とならない預金について、最終異動日等とは<u>プライベートバンキング</u>口座開設規定第8条第2項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点となる日をいい、最終異動日等については、第1項および第2項を準用します。</p>

現行	改訂
<p>◆<u>円貨定期預金規定</u></p> <p>第2条(預金の受入れ)</p> <p>1. この預金の受入れは、<u>当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、当行預り金口座からの振替によって行います。現金による受入れは一切いたしません。</u></p> <p>第5条(満期時、解約時の取扱い) (略)</p> <p>2. <u>満期日前の解約は原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合には、当行に発生する解約コストは、お客さまにご負担いただきます。なお、満期日前に解約する場合は、当行所定の依頼書に届出の印章による記名押印もしくは署名して、提出してください。</u>この場合、その利息は解約日の前日までの日数および解約日における当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と当行所定の利率による利息との差額を清算します。</p> <p>現行記載なし</p>	<p>◆<u>プライベートバンキング円定期預金規定</u></p> <p>第2条(預金の受入れ)</p> <p>1. この預金の受入れは、<u>当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、資金決済口座からの振替によって行います。預金者は、この預金への預入通貨と同通貨の金額(以下「預入資金」という。)を、預入日(預金開始日)までに、資金決済口座に用意するものとします。現金による受入れは一切いたしません。</u></p> <p>第5条(満期時、解約時の取扱い) (略)</p> <p>2. <u>満期日前の解約は原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合は、当行所定の方法によって届出てください。</u>この場合、その利息は解約日の前日までの日数および解約日における当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と当行所定の利率による利息との差額を清算します。</p> <p><u>第5条の2 (預入資金不足時の取扱い)</u></p> <p>1. <u>この預金への預入資金が不足する場合(差押等により預入資金が不足する場合も含まれますが、これに限られません。以下、同じ。)、当行はお客さまに対して、資金決済口座にこの預金の預入のために不足している金額の入金(以下「預入資金不足の解消」という。)を依頼します。</u></p> <p>2. <u>預入資金不足の解消が、当行が定めるこの預金の約定時限に間に合わないと当行が判断した場合、あるいは預入資金不足の解消のお客さま意思が確認できない場合、当行は預金者名義の当行預金口座から預入</u></p>

現行	改訂
<p>第6条(通帳・証書の不発行)</p> <p>この預金に関し通帳または証書は発行しません。当行はこの預金の残高について定期的に書面で報告します。</p> <p>第7条(届出事項の変更)</p> <p>1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>第10条(自動継続型定期預金に関する規定)</p> <p>(略)</p> <p>4. 継続を停止するときは、満期日(継続された預金についてはその満期日)から3営業日前までにその旨を書面で申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以降に預り金口座に振り込みます。</p> <p>5. 満期日以前に当行に対し相続開始の通知があった場合においても、法定相続人全員により第4項に定める手続きを行わない限り、この預金は満期日に自動的に継続します。</p> <p>6. 第4項のほか、次の各号の一にでも該当し、この預金を継続することが不適切である場合には、当行はこの継続を停止することができるものとします。この場合、この預金は満期日以降に預り金口座に振り込みます。</p> <p>(略)</p>	<p><u>資金不足の解消に必要な金額を引き落とし当該預入資金に充当することができるものとします。この場合、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略することができるものとします。</u></p> <p>第6条(通帳・証書の不発行)</p> <p>この預金に関し通帳または証書は発行しません。当行はこの預金の残高について定期的に当行所定の方法により報告します。</p> <p>第7条(届出事項の変更)</p> <p>1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>第10条(自動継続型定期預金に関する規定)</p> <p>(略)</p> <p>4. 継続を停止するときは、満期日(継続された預金についてはその満期日)前までにその旨を当行所定の方法により申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以降に資金決済口座に振り込みます。</p> <p>5. 満期日以前に当行に対し相続開始の通知があった場合においても、法定相続人全員(あるいはそれらから授権された者を含む)により第4項に定める手続きを行わない限り、この預金は満期日に自動的に継続します。</p> <p>6. 第4項のほか、次の各号の一にでも該当し、この預金を継続することが不適切である場合には、当行はこの継続を停止することができるものとします。この場合、この預金は満期日以降に資金決済口座に振り込みます。</p> <p>(略)</p>

現行	改訂
<p>◆<u>円貨定期預金規定附則</u></p> <p><u>円貨定期預金規定</u>に対する附則として、以下のとおり定めます。本附則は、<u>円貨定期預金規定</u>の一部を構成します。</p> <p>現行記載なし</p>	<p>◆<u>プライベートバンキング円定期預金規定附則</u></p> <p><u>プライベートバンキング円定期預金規定</u>に対する附則として、以下のとおり定めます。本附則は、<u>プライベートバンキング円定期預金規定</u>の一部を構成します。</p> <p><u>第4条(明細書等の表記方法)</u> <u>この預金について、取引明細書等への表記は、「プライベートバンキング円定期預金」以外に、「プライベートバンキング定期預金」、「PB定期預金」等とする場合があります。</u></p>

現行	改訂
<p>◆外貨定期預金規定</p> <p>第3条(預金の預入れ)</p> <p>1. この預金の預入れは、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、同一通貨の<u>預り金口座</u>からの振替によって行います。</p> <p>第4条(預金の払戻し)</p> <p>この預金の払戻しは、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、同一通貨の<u>預り金口座</u>への振替によって行います。</p> <p>第7条(満期時、解約時の取扱い)</p> <p>1. この預金は、満期日に利息とともに支払います。</p> <p>2. 満期日前の解約は原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて、満期日前の解約に応じた場合には、当行に発生する解約コストは、お客さまにご負担いただきます。なお、満期日前に解約する場合は、当行所定の<u>依頼書に届出の印章による記名押印もしくは署名して、提出してください。</u>この場合、その利息は預入日から解約の前日までの期間について1年を365日として、当行所定の利率によって日割計算し、この預金とともに、同一通貨の<u>預り金口座</u>に振替入金する方法により支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と当行所定の利率による利息との差額を清算します。</p> <p>現行記載なし</p>	<p>◆<u>プライベートバンキング</u>外貨定期預金規定</p> <p>第3条(預金の預入れ)</p> <p>1. この預金の預入れは、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、同一通貨の<u>資金決済口座</u>からの振替によって行います。<u>預金者は、この預金への預入通貨と同通貨の金額を、預入日(預金開始日)までに、資金決済口座に用意するものとします。</u></p> <p>第4条(預金の払戻し)</p> <p>この預金の払戻しは、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、同一通貨の<u>資金決済口座</u>への振替によって行います。</p> <p>第7条(満期時、解約時の取扱い)</p> <p>1. この預金は、満期日に利息とともに支払います。</p> <p>2. 満期日前の解約は原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて、満期日前の解約に応じた場合には、当行に発生する解約コストは、お客さまにご負担いただきます。なお、満期日前に解約する場合は、当行所定の<u>方法によって届出てください。</u>この場合、その利息は預入日から解約の前日までの期間について1年を365日として、当行所定の利率によって日割計算し、この預金とともに、同一通貨の<u>資金決済口座</u>に振替入金する方法により支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と当行所定の利率による利息との差額を清算します。</p> <p><u>第7条の2 (預入資金不足時の取扱い)</u></p> <p>1. <u>この預金への預入資金が不足する場合(差押等により預入資金が不足する場合も含まれますが、これに限られません。以下、同じ。)、当行はお客さまに対して、資金決済口座にこの預金の預入のために不足している金</u></p>

現行	改訂
<p>第8条(通帳・証書の不発行)</p> <p>この預金に関し、通帳または証書は発行しません。当行は、この預金の残高について定期的に<u>書面</u>で報告します。</p> <p>第9条(届出事項の変更)</p> <p>1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面</u>によって当行に届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>第12条(自動継続型外貨定期預金に関する規定) (略)</p> <p>4. 継続を停止するときは、満期日から<u>3営業日</u>前までにその旨を<u>書面</u>で申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以降に<u>預り金口座</u>に振り込</p>	<p>額の入金(以下「預入資金不足の解消」という。)を依頼します。</p> <p>2. <u>預入資金不足の解消が、当行が定めるこの預金の約定時限に間に合わないと当行が判断した場合、あるいは預入資金不足の解消のお客さま意思が確認できない場合、当行は預金者名義の当行預金口座から預入資金不足の解消に必要な金額を引き落とし当該預入資金に充当することができるものとします。この場合、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略することができるものとします。</u></p> <p>3. <u>預入資金不足の解消がされずこの預金が開始されない場合、反対取引あるいは取引清算のために必要となる清算費用が発生する場合があります。清算費用が発生した場合、お客さまにご負担いただく可能性があります。当行は、お客さまへ通知・照会をすることなく、清算金額を預金者名義の当行預金口座から引き落とし当該清算費用に充当することができるものとします。</u></p> <p>第8条(通帳・証書の不発行)</p> <p>この預金に関し、通帳または証書は発行しません。当行は、この預金の残高について定期的に<u>当行所定の方法</u>により報告します。</p> <p>第9条(届出事項の変更)</p> <p>1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当行所定の方法</u>により届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>第12条(自動継続型外貨定期預金に関する規定) (略)</p> <p>4. 継続を停止するときは、満期日前までにその旨を<u>当行所定の方法</u>により申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以降に<u>資金決済口座</u>に</p>

現行	改訂
<p>みます。</p> <p>5. 満期日以前に当行に対し相続開始の通知があった場合においても、法定相続人全員により第4項に定める手続きを行わない限り、この預金は満期日に自動的に継続します。</p> <p>6. 第4項のほか、次の各号の一にでも該当し、この預金を継続することが不適切である場合には、当行はこの継続を停止することができるものとします。この場合、この預金は満期日以降に<u>預り金口座</u>に振り込みます。</p> <p>(略)</p>	<p>振り込みます。</p> <p>5. 満期日以前に当行に対し相続開始の通知があった場合においても、法定相続人全員(<u>あるいはそれらから授権された者を含む</u>)により第4項に定める手続きを行わない限り、この預金は満期日に自動的に継続します。</p> <p>6. 第4項のほか、次の各号の一にでも該当し、この預金を継続することが不適切である場合には、当行はこの継続を停止することができるものとします。この場合、この預金は満期日以降に<u>資金決済口座</u>に振り込みます。</p> <p>(略)</p>
<p>◆外貨定期預金規定附則</p> <p>外貨定期預金規定に対する附則として、以下のとおり定めます。本附則は、外貨定期預金規定の一部を構成します。</p> <p>第2条(休眠口座に係る最終異動日等)</p> <p>1. この預金について、最終異動日等とは口座開設規定第8条第2項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点となる日をいい、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>(略)</p> <p>現行記載なし</p>	<p>◆<u>プライベートバンキング</u>外貨定期預金規定附則</p> <p><u>プライベートバンキング</u>外貨定期預金規定に対する附則として、以下のとおり定めます。本附則は、<u>プライベートバンキング</u>外貨定期預金規定の一部を構成します。</p> <p>第2条(休眠口座に係る最終異動日等)</p> <p>1. この預金について、最終異動日等とは<u>プライベートバンキング</u>口座開設規定第8条第2項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点となる日をいい、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第3条(明細書等の表記方法)</p> <p><u>この預金について、取引明細書等への表記は、「プライベートバンキング外貨定期預金」以外に、「プライベートバンキング定期預金」、「PB定期預金」等とする場合があります。</u></p>

現行	改訂
<p>◆為替特約付円定期預金規定</p> <p>第1条(反社会的勢力との取引拒絶) この預金取引は、口座開設規定および預り金規定における反社会的勢力との取引拒絶の定めに該当しない場合に利用することができ、この取引拒絶の定めに該当する場合には、当行はこの預金取引をお断りするものとします。</p> <p>第2条(預金の受入れ) 1. この預金は、別途定める預入日に当行所定の手続に従い元金の全額を為替特約付円定期預金として預け入れられるものとし、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、当行<u>預り金口座</u>からの振替によって行います。現金による受入れは一切いたしません。</p> <p>第5条(カバー取引) 1. 第9条に定める転換特約を可能にするため、当行は、<u>預金者からの預金の受入れを確認したのち</u>、市場において通貨オプション取引またはそれらの内部取引(以下、両取引を「カバー取引」という。)を行います。</p> <p>第8条(約定の不履行による損害等の負担) (略) 2. 前項の清算金(当行がこの預金に関連する反対売買に要するコストを含みますが、それに限られません)の計算方法等について、以下のとおりとします。 (略) (3) 当行は前項により預金者が当行に支払うべき清算金を、当行における預金者名義の<u>預り金口座</u>およびこの預金から当行所定の方法により引き落とすことができるものとします。この場合、預り金規定の定めに係わらず、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略し、また満期日以前でも預金者名義の預金口座から引き落</p>	<p>◆為替特約付円定期預金規定</p> <p>第1条(反社会的勢力との取引拒絶) この預金取引は、<u>プライベートバンキング</u>口座開設規定および預り金規定における反社会的勢力との取引拒絶の定めに該当しない場合に利用することができ、この取引拒絶の定めに該当する場合には、当行はこの預金取引をお断りするものとします。</p> <p>第2条(預金の受入れ) 1. この預金は、別途定める預入日に当行所定の手続に従い元金の全額を為替特約付円定期預金として預け入れられるものとし、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、当行<u>資金決済口座</u>からの振替によって行います。現金による受入れは一切いたしません。</p> <p>第5条(カバー取引) 1. 第9条に定める転換特約を可能にするため、市場において通貨オプション取引またはそれらの内部取引(以下、両取引を「カバー取引」という。)を行います。</p> <p>第8条(約定の不履行による損害等の負担) (略) 2. 前項の清算金(当行がこの預金に関連する反対売買に要するコストを含みますが、それに限られません)の計算方法等について、以下のとおりとします。 (略) (3) 当行は前項により預金者が当行に支払うべき清算金を、当行における預金者名義の<u>資金決済口座</u>およびこの預金から当行所定の方法により引き落とすことができるものとします。この場合、<u>預り金規定、プレミアの預金口座取引一般規約</u>の定めに係わらず、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略し、また満期日</p>

現行	改訂
<p data-bbox="229 230 568 259">とすることができるものとします。</p> <p data-bbox="124 423 277 452">現行記載なし</p> <p data-bbox="124 1379 485 1408">第9条(相対通貨への転換特約)</p> <ol data-bbox="124 1429 775 1839" style="list-style-type: none"> 1. 別途定める判定日の<u>午後3時</u>の市場実勢為替レートが特約レートと同じか、または円高・相対通貨安の場合、この預金の満期日に、円建て元金は特約レートにより相対通貨に転換され、相対通貨建ての金額が入金されるものとします。 2. 別途定める判定日の<u>午後3時</u>の市場実勢為替レートが特約レートよりも円安・相対通貨高になった場合、この預金の満期日に、円建て元金が入金されるものとします。 <p data-bbox="124 1955 459 1984">第10条(通帳・証書の不発行)</p> <p data-bbox="124 2004 780 2078">この預金に関し通帳または証書は発行しません。当行はこの預金の残高について定期的に<u>書面</u>で報告します。</p>	<p data-bbox="911 230 1452 304">以前でも預金者名義の預金口座から引き落とすことができるものとします。</p> <p data-bbox="807 423 1254 452"><u>第8条の2(預入資金不足時の取扱い)</u></p> <ol data-bbox="807 472 1465 1263" style="list-style-type: none"> 1. この預金への預入資金が不足する場合(差押等により預入資金が不足する場合も含まれますが、これに限られません。以下、同じ。)、当行はお客さまに対して、<u>資金決済口座にこの預金の預入のために不足している金額の入金(以下「預入資金不足の解消」という。)を依頼</u>します。 2. <u>預入資金不足の解消が、当行が定めるこの預金の約定時限に間に合わないと当行が判断した場合、あるいは預入資金不足の解消のお客さま意思が確認できない場合、当行は預金者名義の当行預金口座から預入資金不足の解消に必要な金額を引き落とし当該預入資金に充当することができるものとします。この場合、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略することができるものとします。</u> 3. <u>預入資金不足の解消がされずこの預金が開始されない場合、第8条に従い約定の不履行として取扱いいたします。</u> <p data-bbox="807 1379 1168 1408">第9条(相対通貨への転換特約)</p> <ol data-bbox="807 1429 1465 1839" style="list-style-type: none"> 1. 別途定める判定日の<u>東京時間午後3時時点</u>の市場実勢為替レートが特約レートと同じか、または円高・相対通貨安の場合、この預金の満期日に、円建て元金は特約レートにより相対通貨に転換され、相対通貨建ての金額が入金されるものとします。 2. 別途定める判定日の<u>東京時間午後3時時点</u>の市場実勢為替レートが特約レートよりも円安・相対通貨高になった場合、この預金の満期日に、円建て元金が入金されるものとします。 <p data-bbox="807 1955 1142 1984">第10条(通帳・証書の不発行)</p> <p data-bbox="807 2004 1463 2078">この預金に関し通帳または証書は発行しません。当行はこの預金の残高について定期的に<u>当行所定の方法</u>により報</p>

現行	改訂
<p>第11条(届出事項の変更)</p> <p>1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって<u>当行に届出てください</u>。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>第13条(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>1. この預金は、預金保険法の対象です。満期時に受取通貨が円になった場合は、満期以降も預金保険の対象となります。なお、預金保険の保護の範囲は、1金融機関ごとに1預金者当たり元本1,000万円までとその利息となります。ただし、この預金については、保険事故発生時に当行の保有するオプション権は消滅し、お預け入れ時点から満期日までの期間以下で預入期間が最も近い通常の円定期預金に適用する金利を約定金利とするこの預金と同一金額の円定期預金を、お預け入れ当初からお預かりしたものとしてお取扱いいたします。満期時にこの預金の元本を外貨で受領し、指定の<u>預り金口座</u>に入金した後は、預金保険の対象外となります。</p> <p>第20条(口座開設規定等の適用)</p> <p>1. この預金取引は、この規定の定めに加え、<u>口座開設規定および預り金規定の各条項の定めに従うものとします</u>。</p> <p>2. この預金取引は、<u>口座開設規定または預り金規定に従い預金者の預り金口座が解約される場合、この預金取引も当然に解約されます</u>。</p>	<p>告します。</p> <p>第11条(届出事項の変更)</p> <p>1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当行所定の方法により届出てください</u>。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>第13条(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>1. この預金は、預金保険法の対象です。満期時に受取通貨が円になった場合は、満期以降も預金保険の対象となります。なお、預金保険の保護の範囲は、1金融機関ごとに1預金者当たり元本1,000万円までとその利息となります。ただし、この預金については、保険事故発生時に当行の保有するオプション権は消滅し、お預け入れ時点から満期日までの期間以下で預入期間が最も近い通常の円定期預金に適用する金利を約定金利とするこの預金と同一金額の円定期預金を、お預け入れ当初からお預かりしたものとしてお取扱いいたします。満期時にこの預金の元本を外貨で受領し、指定の<u>資金決済口座</u>に入金した後は、預金保険の対象外となります。</p> <p>第20条(口座開設規定等の適用) <u><削除></u></p>

現行	改訂
<p>◆為替特約付外貨定期預金規定</p> <p>第1条(反社会的勢力との取引拒絶) この預金取引は、口座開設規定および預り金規定における反社会的勢力との取引拒絶の定めに該当しない場合に利用することができ、この取引拒絶の定めに該当する場合には、当行はこの預金取引をお断りするものとします。</p> <p>第3条(預金の預入れ) この預金は、別途定める預入日に当行所定の手続に従い元金の全額を為替特約付外貨定期預金として預け入れられるものとし、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、同一通貨の<u>預り金口座</u>からの振替によって行います。</p> <p>第6条(カバー取引) 1. 第10条に定める転換特約を可能にするため、当行は、<u>預金者からの預金の受入れを確認したのち</u>、市場において通貨オプション取引またはそれらの内部取引(以下、両取引を「カバー取引」という。)を行います。</p> <p>第9条(約定の不履行による損害等の負担) (略) 2. 前項の清算金(当行がこの預金に関連する反対売買に要するコストを含みますが、それに限られません)の計算方法等について、以下のとおりとします。 (略) (3) 当行は前項により預金者が当行に支払うべき清算金を、当行における預金者名義の<u>預り金口座</u>およびこの預金から当行所定の方法により引き落とすことができるものとします。この場合、預り金規定の定めに係わらず、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略し、また満期日以前でも預金者名義の預金口座から引き落とすことができるものとします。</p>	<p>◆為替特約付外貨定期預金規定</p> <p>第1条(反社会的勢力との取引拒絶) この預金取引は、<u>プライベートバンキング</u>口座開設規定および預り金規定における反社会的勢力との取引拒絶の定めに該当しない場合に利用することができ、この取引拒絶の定めに該当する場合には、当行はこの預金取引をお断りするものとします。</p> <p>第3条(預金の預入れ) この預金は、別途定める預入日に当行所定の手続に従い元金の全額を為替特約付外貨定期預金として預け入れられるものとし、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、同一通貨の<u>資金決済口座</u>からの振替によって行います。</p> <p>第6条(カバー取引) 1. 第10条に定める転換特約を可能にするため、当行は、市場において通貨オプション取引またはそれらの内部取引(以下、両取引を「カバー取引」という。)を行います。</p> <p>第9条(約定の不履行による損害等の負担) (略) 2. 前項の清算金(当行がこの預金に関連する反対売買に要するコストを含みますが、それに限られません)の計算方法等について、以下のとおりとします。 (略) (3) 当行は前項により預金者が当行に支払うべき清算金を、当行における預金者名義の<u>資金決済口座</u>およびこの預金から当行所定の方法により引き落とすことができるものとします。この場合、<u>預り金規定、プレスティアの預金口座取引一般規約</u>の定めに係わらず、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略し、また満期日以前でも預金者名義の預金口座から引き落とす</p>

現行	改訂
<p>現行記載なし</p> <p>第10条(相対通貨への転換特約)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別途定める判定日の午後3時の市場実勢為替レートが特約レートと同じか、または預入通貨高・相対通貨安の場合、この預金の満期日に、預入通貨建て元金は特約レートにより相対通貨に転換され、相対通貨建ての金額が入金されるものとします。 2. 別途定める判定日の午後3時の市場実勢為替レートが特約レートよりも預入通貨安・相対通貨高になった場合、この預金の満期日に、預入通貨建て元金が入金されるものとします。 <p>第11条(通帳・証書の不発行)</p> <p>この預金に関し、通帳または証書は発行しません。当行は、この預金の残高について定期的に書面で報告します。</p>	<p>ことができるものとします。</p> <p>第9条の2(預入資金不足時の取扱い)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この預金への預入資金が不足する場合(差押等により預入資金が不足する場合も含まれますが、これに限られません。以下、同じ。)、当行はお客さまに対して、資金決済口座にこの預金の預入のために不足している金額の入金(以下「預入資金不足の解消」という。)を依頼します。 2. 預入資金不足の解消が、当行が定めるこの預金の約定時限に間に合わないと当行が判断した場合、あるいは預入資金不足の解消のお客さま意思が確認できない場合、当行は預金者名義の当行預金口座から預入資金不足の解消に必要な金額を引き落とし当該預入資金に充当することができるものとします。この場合、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略することができるものとします。 3. 預入資金不足の解消がされずこの預金が開始されない場合、第9条に従い約定の不履行として取扱いいたします。 <p>第10条(相対通貨への転換特約)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別途定める判定日の東京時間午後3時時点の市場実勢為替レートが特約レートと同じか、または預入通貨高・相対通貨安の場合、この預金の満期日に、預入通貨建て元金は特約レートにより相対通貨に転換され、相対通貨建ての金額が入金されるものとします。 2. 別途定める判定日の東京時間午後3時時点の市場実勢為替レートが特約レートよりも預入通貨安・相対通貨高になった場合、この預金の満期日に、預入通貨建て元金が入金されるものとします。 <p>第11条(通帳・証書の不発行)</p> <p>この預金に関し、通帳または証書は発行しません。当行は、この預金の残高について定期的に当行所定の方法により報告します。</p>

現行	改訂
<p>第12条(届出事項の変更)</p> <p>1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって<u>当行に届出てください</u>。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>第21条(口座開設規定等の適用)</p> <p>1. <u>この預金取引は、この規定の定めに加え、口座開設規定および預り金規定の各条項の定めに従うものとします。</u></p> <p>2. <u>この預金取引は、口座開設規定または預り金規定に従い預金者の預り金口座が解約される場合、この預金取引も当然に解約されます。</u></p>	<p>第12条(届出事項の変更)</p> <p>1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当行所定の方法により届出てください</u>。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>第21条(口座開設規定等の適用) <u><削除></u></p>

現行	改訂
<p>◆テレフォンバンキング・サービス規定</p> <p>現行記載なし</p> <p>第1条(定義) この規定における用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>1. テレフォンバンキング・サービス 顧客の電話による個別の依頼に基づき、一定の条件が充足されていることを条件として、<u>定期預金の申込・継続・解約、外国為替取引、為替特約付円定期預金及び為替特約付外貨定期預金の申込・解約、「テレフォンバンキング・サービス／ファクシミリ・サービス申込書」</u>(以下「申込書」という。)もしくは<u>取引口座開設申込書にて定める取引及びその他当行が適当と認めた取引を、顧客のために顧客の計算においてなすことを</u>いいます。</p> <p>2. 顧客 当行所定の<u>申込書</u>によりテレフォンバンキング・サービスの申込みをなし、当行が同サービスを提供する相手方をいいます。</p> <p>第2条(基本契約の成立) テレフォンバンキング・サービスの提供に関する基本契約は、当行が申込人の<u>申込書</u>による申込みに対して、テレフォンバンキング・サービスを提供する旨の承諾をしたときに成立します。</p>	<p>◆テレフォンバンキング・サービス規定</p> <p><u>このテレフォンバンキング・サービス規定は、預り金口座を資金決済口座とするお客さまがプライベートバンキング専用商品を取引する際にのみ適用されます。なお、2022年4月1日以降、お客さまによる預り金口座開設のお申込みはできません。資金決済口座の種類にかかわらず、プレスティアに関する商品・サービスに係る取引をされるお客さまについては、プレスティアの預金口座取引一般規約(電話による取引等の規定を含みます)に従うものとします。</u></p> <p>第1条(定義) この規定における用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>1. テレフォンバンキング・サービス 顧客の電話による個別の依頼に基づき、一定の条件が充足されていることを条件として、<u>プライベートバンキング円定期預金及びプライベートバンキング外貨定期預金の申込・継続・解約、外国為替取引、為替特約付円定期預金及び為替特約付外貨定期預金の申込・解約、口座振替による借入金の返済及びその他当行が適当と認めた取引を、顧客のために顧客の計算においてなすことを</u>いいます。</p> <p>2. 顧客 当行所定の<u>方法</u>によりテレフォンバンキング・サービスの申込みをなし、当行が同サービスを提供する相手方をいいます。</p> <p>第2条(基本契約の成立) テレフォンバンキング・サービスの提供に関する基本契約は、当行が申込人による申込みに対して、テレフォンバンキング・サービスを提供する旨の承諾をしたときに成立します。</p>

現行	改訂
<p>第3条(テレフォンバンキング・サービスによる取引の際の顧客の特定等)</p> <p>当行は、テレフォンバンキング・サービスによる取引の依頼があった場合、<u>申込書に記載された申込人</u>であることを確認するものとし、かかる確認を完了した時点で、顧客からテレフォンバンキング・サービスによる取引の依頼があったものとして取り扱います。</p>	<p>第3条(テレフォンバンキング・サービスによる取引の際の顧客の特定等)</p> <p>当行は、テレフォンバンキング・サービスによる取引の依頼があった場合、<u>申込人本人もしくは指定を受けた代理人</u>であることを確認するものとし、かかる確認を完了した時点で、顧客からテレフォンバンキング・サービスによる取引の依頼があったものとして取り扱います。</p>
<p>第4条(取引内容の特定等)</p> <p>1. テレフォンバンキング・サービスによる取引の内容は、<u>当行が、申込人本人もしくは申込書記載の代理人(以下「代理人」という。)</u>から、<u>取引口座開設申込書もしくは同申込書により</u>予め当行あてに指定をした電話番号(以下「指定電話番号」という。)の電話により、<u>当行の固定電話</u>にて当該取引を受付けた時点で確定されるものとします。なお、以下のいずれかに該当する場合には、当行はテレフォンバンキング・サービスによる取引の依頼を受付いたしません。</p> <p>(1) 申込人本人もしくは指定を受けた代理人以外の者からの取引の依頼の場合</p> <p>(2) 指定電話番号以外の電話による取引の依頼の場合</p> <p>(3) 当行の<u>固定電話</u>以外の電話あての取引の依頼の場合</p>	<p>第4条(取引内容の特定等)</p> <p>1. テレフォンバンキング・サービスによる取引の内容は、<u>当行が、申込人本人もしくは指定を受けた代理人</u>から、<u>予め当行あてに指定をした電話番号</u>(以下「指定電話番号」という。)の電話により、<u>当行の録音機能のある電話</u>にて当該取引を受付けた時点で確定されるものとします。なお、以下のいずれかに該当する場合には、<u>当行がやむを得ないものと認める場合を除き</u>、当行はテレフォンバンキング・サービスによる取引の依頼を受付いたしません。</p> <p>(1) 申込人本人もしくは指定を受けた代理人以外の者からの取引の依頼の場合</p> <p>(2) 指定電話番号以外の電話による取引の依頼の場合</p> <p>(3) 当行の<u>録音機能のある電話</u>以外の電話あての取引の依頼の場合</p>
<p>第6条(口座振替依頼の包括扱い)</p> <p>テレフォンバンキング・サービスによる支払口座からの資金の引落しは、<u>預り金規定・円貨定期預金規定・外貨定期預金規定・為替特約付円定期預金規定及び為替特約付外貨定期預金規定</u>にかかわらず、依頼書によらないものとし、当行所定の方法により行うものとします。</p>	<p>第6条(口座振替依頼の包括扱い)</p> <p>テレフォンバンキング・サービスによる支払口座からの資金の引落しは、<u>預り金規定・プライベートバンキング円定期預金規定・プライベートバンキング外貨定期預金規定・為替特約付円定期預金規定及び為替特約付外貨定期預金規定</u>にかかわらず、依頼書によらないものとし、当行所定の方法により行うものとします。</p>
<p>第9条(届出事項の変更)</p> <p>テレフォンバンキング・サービスに関する届出事項内容に変更がある場合には、顧客は当行所定の<u>書面</u>により直ち</p>	<p>第9条(届出事項の変更)</p> <p>テレフォンバンキング・サービスに関する届出事項内容に変更がある場合には、顧客は当行所定の<u>方法</u>により直ち</p>

現行	改訂
<p>に届け出るものとします。当行は、届出の遅延により、変更前の届出内容に従って行った事務処理を理由として顧客または第三者に生じた損害について、当行に過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。</p> <p>第10条(解約) 顧客は、<u>テレフォンバンキング・サービスに関する基本契約を理由を問わずいつでも書面による通知をもって解約することができるものとします。ただし、当行に対する解約通知は当行所定の書面によるものとします。また顧客が1年以上にわたり、テレフォンバンキング・サービスによる取引を行わない場合、当行は、あらかじめ当該顧客に対して書面で通知したうえ、テレフォンバンキング・サービスの提供を中止することがあります。</u></p> <p>第11条(代理人による取引) 当行所定の代理人届を提出している顧客は、<u>申込書において代理人名を届出ることにより、代理人を通じて、テレフォンバンキング・サービスの提供を受けることが出来ます。</u>この場合、第3条に従って代理人の本人確認をさせていただきます。</p> <p>第12条(法人担当者による取引) 法人たる顧客が、<u>テレフォンバンキング・サービスによる取引を希望する場合、申込書においてサービスを利用する者を届出るものとします。</u>この場合、第3条に従って当該利用者の本人確認をさせていただきます。</p> <p>第13条(契約期間) テレフォンバンキング・サービスの基本契約の当初契約期間は、<u>契約日から起算して1年間とし、終了7日前までに顧客または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。</u></p>	<p>に届け出るものとします。当行は、届出の遅延により、変更前の届出内容に従って行った事務処理を理由として顧客または第三者に生じた損害について、当行に過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。</p> <p>第10条(解約) 顧客は、<u>テレフォンバンキング・サービスに関する基本契約を理由を問わずいつでも当行所定の方法により解約することができるものとします。また顧客が1年以上にわたり、テレフォンバンキング・サービスによる取引を行わない場合、当行は、あらかじめ当該顧客に対して通知したうえ、テレフォンバンキング・サービスの提供を中止することがあります。</u></p> <p>第11条(代理人による取引) 当行所定の代理人届を提出している顧客は、<u>代理人を通じて、テレフォンバンキング・サービスの提供を受けることが出来ます。</u>この場合、第3条に従って代理人の本人確認をさせていただきます。</p> <p>第12条(法人担当者による取引) 法人たる顧客が、<u>テレフォンバンキング・サービスによる取引を希望する場合、当行所定の方法によりサービスを利用する者を届出るものとします。</u>この場合、第3条に従って当該利用者の本人確認をさせていただきます。</p> <p>第13条(契約期間) テレフォンバンキング・サービスの基本契約の当初契約期間は、<u>契約日から起算して1年間とし、顧客または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。</u></p>

現行	改訂
<p>◆ファクシミリ・サービス規定</p> <p>現行記載なし</p> <p>第1条(定義) この規定における用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>1. ファクシミリ・サービス 顧客のファクシミリによる個別の依頼に基づき、一定の条件が充足されていることを条件として、<u>定期預金の申込・継続・解約、外国為替取引、為替特約付円定期預金及び為替特約付外貨定期預金の申込・解約、「<u>テレフォンバンキング・サービス／ファクシミリ・サービス申込書</u>」(以下「<u>申込書</u>」という。))もしくは<u>取引口座開設申込書にて定める取引、及びその他当行が適当と認めた取引</u>を、顧客のために顧客の計算においてなすことをいいます。</u></p> <p>2. 顧客 当行所定の<u>申込書</u>によりファクシミリ・サービスの申込みをなし、当行が同サービスを提供する相手方をいいます。</p> <p>第2条(基本契約の成立) ファクシミリ・サービスの提供に関する基本契約は、当行が申込人の<u>申込書</u>による申込みに対して、ファクシミリ・サービスを提供する旨の承諾をしたときに成立します。</p> <p>第3条(ファクシミリ・サービスによる取引の際の顧客の特定等) 当行は、ファクシミリ・サービスによる取引の依頼があった場合、<u>申込書に記載された申込人</u>であることを確認するものとし、かかる確認を完了した時点で、顧客からファクシミリ・サービスによる取引の依頼があったものとして取り扱います。</p>	<p>◆ファクシミリ・サービス規定</p> <p><u>このファクシミリ・サービスは、プライベートバンキング専用商品の取引を行うお客さまのみご利用いただけます。</u></p> <p>第1条(定義) この規定における用語の定義は、次のとおりとします。</p> <p>1. ファクシミリ・サービス 顧客のファクシミリによる個別の依頼に基づき、一定の条件が充足されていることを条件として、<u>プライベートバンキング円定期預金及びプライベートバンキング外貨定期預金の申込・継続・解約、外国為替取引、為替特約付円定期預金及び為替特約付外貨定期預金の申込・解約、及びその他当行が適当と認めた取引</u>を、顧客のために顧客の計算においてなすことをいいます。</p> <p>2. 顧客 当行所定の<u>方法</u>によりファクシミリ・サービスの申込みをなし、当行が同サービスを提供する相手方をいいます。</p> <p>第2条(基本契約の成立) ファクシミリ・サービスの提供に関する基本契約は、当行が申込人の<u>手続き</u>による申込みに対して、ファクシミリ・サービスを提供する旨の承諾をしたときに成立します。</p> <p>第3条(ファクシミリ・サービスによる取引の際の顧客の特定等) 当行は、ファクシミリ・サービスによる取引の依頼があった場合、<u>申込人</u>であることを確認するものとし、かかる確認を完了した時点で、顧客からファクシミリ・サービスによる取引の依頼があったものとして取り扱います。</p>

現行	改訂
<p>第4条(取引内容の特定等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ファクシミリ・サービスによる取引の内容は、当行が、申込人本人もしくは<u>申込書記載の代理人</u>(以下「代理人」という。)から、当行<u>固定電話</u>あての電話で当該取引を受付け、<u>取引口座開設申込書</u>もしくは<u>同申込書</u>により<u>予め</u>当行あてに指定をしたファクシミリ番号(以下「指定ファクシミリ番号」という。)のファクシミリを通じて指図書を受領した時点で確定されるものとします。なお、指定ファクシミリ番号以外のファクシミリを通じて指図書の送付を行う場合は、前記の<u>当行固定電話</u>あての電話時にその旨を連絡していただきます。この場合、当行が必要と判断した場合には、当行より当該ファクシミリを通じて取引の申込みを行った申込人本人あるいは代理人あてに、予め当行に登録されている電話番号(以下「登録電話番号」という。)あてに電話による確認を行い、当該取引を確定するものとします。 2. 前項による取引の内容が確定後、当行が当該取引の事務処理に着手することをもって、当行からの顧客に対する承諾がなされたものとみなします。なお、第三者への送金を依頼された場合、<u>当行の管理部署</u>より登録電話番号の電話あてに確認のご連絡をさせていただく場合があります。その場合、ご本人確認として、個人情報の確認をさせていただくこととなります。 3. ファクシミリ送信前に<u>申込書</u>本人もしくは代理人より<u>当行固定電話</u>あてに電話による通話にて連絡いただき、当行所定のファクシミリを通じて、申込人名もしくは代理人名を明示の上、明瞭な筆跡またはタイプにより作成した指図書に取引印を押印または署名したものを送信していただきます。 <p>第6条(口座振替依頼の包括扱い)</p> <p>ファクシミリ・サービスによる支払口座からの資金の引落しは、<u>預り金規定・円貨定期預金規定・外貨定期預金規定・為替特約付円定期預金規定</u>・及び<u>為替特約付外貨定期預金規定</u>にかかわらず、依頼書によらないものとし、当行所定の方法により行うものとします。</p>	<p>第4条(取引内容の特定等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ファクシミリ・サービスによる取引の内容は、当行が、申込人本人もしくは<u>指定を受けた代理人</u>(以下「代理人」という。)から、<u>当行の録音機能のある電話</u>あての電話で当該取引を受付け、<u>予め</u>当行あてに指定をしたファクシミリ番号(以下「指定ファクシミリ番号」という。)のファクシミリを通じて指図書を受領した時点で確定されるものとします。なお、指定ファクシミリ番号以外のファクシミリを通じて指図書の送付を行う場合は、前記の<u>当行の録音機能のある電話</u>あての電話時にその旨を連絡していただきます。この場合、当行が必要と判断した場合には、当行より当該ファクシミリを通じて取引の申込みを行った申込人本人あるいは代理人あてに、予め当行に登録されている電話番号(以下「登録電話番号」という。)あてに電話による確認を行い、当該取引を確定するものとします。 2. 前項による取引の内容が確定後、当行が当該取引の事務処理に着手することをもって、当行からの顧客に対する承諾がなされたものとみなします。なお、第三者への送金を依頼された場合、<u>当行より登録電話番号</u>の電話あてに確認のご連絡をさせていただく場合があります。その場合、ご本人確認として、個人情報の確認をさせていただくこととなります。 3. ファクシミリ送信前に本人もしくは代理人より<u>当行の録音機能のある電話</u>あてに電話による通話にて連絡いただき、当行所定のファクシミリを通じて、申込人名もしくは代理人名を明示の上、明瞭な筆跡またはタイプにより作成した指図書に取引印を押印または署名したものを送信していただきます。 <p>第6条(口座振替依頼の包括扱い)</p> <p>ファクシミリ・サービスによる支払口座からの資金の引落しは、<u>預り金規定・プライベートバンキング円定期預金規定・プライベートバンキング外貨定期預金規定</u>・<u>為替特約付円定期預金規定</u>・<u>為替特約付外貨定期預金規定</u>及び<u>プレスティアの預金口座取引一般規約</u>にかかわらず、依頼書によらないものとし、当行所定の方法により行うものとします。</p>

現行	改訂
<p>第9条(届出事項の変更)</p> <p>ファクシミリ・サービスに関する届出事項内容に変更がある場合には、顧客は当行所定の書面により直ちに届け出るものとします。当行は、届出の遅延により、変更前の届出内容に従って行った事務処理を理由として顧客または第三者に生じた損害について、当行に過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。</p>	<p>第9条(届出事項の変更)</p> <p>ファクシミリ・サービスに関する届出事項内容に変更がある場合には、顧客は当行所定の方法により直ちに届け出るものとします。当行は、届出の遅延により、変更前の届出内容に従って行った事務処理を理由として顧客または第三者に生じた損害について、当行に過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。</p>
<p>第10条(解約)</p> <p>顧客は、ファクシミリ・サービスに関する基本契約を理由を問わずいつでも書面による通知をもって解約することができるものとします。ただし、当行に対する解約通知は当行所定の書面によるものとします。また顧客が1年以上にわたり、ファクシミリ・サービスによる取引を行わない場合、当行は、あらかじめ当該顧客に対して書面で通知したうえ、ファクシミリ・サービスの提供を中止することがあります。</p>	<p>第10条(解約)</p> <p>顧客は、ファクシミリ・サービスに関する基本契約を理由を問わずいつでも当行所定の方法により解約することができるものとします。また顧客が1年以上にわたり、ファクシミリ・サービスによる取引を行わない場合、当行は、あらかじめ当該顧客に対して当行所定の方法により通知したうえ、ファクシミリ・サービスの提供を中止することがあります。</p>
<p>第11条(代理人による取引)</p> <p>当行所定の代理人届を提出している顧客は、申込書において代理人名を届出ることにより、代理人を通じて、ファクシミリ・サービスの提供を受けることができます。この場合、第3条に従って代理人の本人確認をさせていただきます。</p>	<p>第11条(代理人による取引)</p> <p>当行所定の代理人届を提出している顧客は、当行所定の方法により代理人名を届出ることにより、代理人を通じて、ファクシミリ・サービスの提供を受けることができます。この場合、第3条に従って代理人の本人確認をさせていただきます。</p>
<p>第12条(法人担当者による取引)</p> <p>法人たる顧客が、ファクシミリ・サービスによる取引を希望する場合、申込書においてサービスを利用する者を届出るものとします。この場合、第3条に従って当該利用者の本人確認をさせていただきます。</p>	<p>第12条(法人担当者による取引)</p> <p>法人たる顧客が、ファクシミリ・サービスによる取引を希望する場合、当行所定の方法によりサービスを利用する者を届出るものとします。この場合、第3条に従って当該利用者の本人確認をさせていただきます。</p>
<p>第13条(契約期間)</p> <p>ファクシミリ・サービスの基本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、終了7日前までに顧客または当行から特に申し出の無い限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。</p>	<p>第13条(契約期間)</p> <p>ファクシミリ・サービスの基本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、顧客または当行から特に申し出の無い限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。</p>

現行	改訂
<p>◆振込規定</p> <p>現行記載なし</p> <p>第1条(適用範囲) 振込依頼書による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。</p> <p>第5条(現金・証券類による振込) 当行は、振込資金等の受入は、当行に開設されている振込依頼人名義の預り金口座から払出する方法によるのみ受入いたします。現金および小切手その他の証券類による振込資金等の受入は、一切いたしません。</p> <p>第8条(通知・照会の連絡先) 1. この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込みの依頼にあたって記載された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。</p>	<p>◆<u>預り金口座にかかる振込規定</u></p> <p><u>本規定は、預り金口座にかかる振込について規定したものであり、プレスティア口座にかかる振込規定ではありません。なお、2022年4月1日以降、お客さまによる預り金口座開設のお申込みはできません。</u></p> <p>第1条(適用範囲) <u>預り金口座からの振込</u>依頼書による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。</p> <p>第5条(<u>預り金口座にかかる現金・証券類による振込</u>) 当行は、<u>預り金口座にかかる振込</u>の振込資金等の受入は、当行に開設されている振込依頼人名義の預り金口座から払出する方法によるのみ受入いたします。現金および小切手その他の証券類による振込資金等の受入は、一切いたしません。</p> <p>第8条(通知・照会の連絡先) 1. <u>当行がこの取引について依頼人に通知・照会をする場合には</u>、振込みの依頼にあたって記載された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。</p>

現行	改訂
<p>◆海外送金規定</p> <p>現行記載なし</p> <p>第10条(通知・照会の連絡先)</p> <p>1. 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、<u>口座開設申込書に記載された住所・電話番号の連絡先</u>とします。</p>	<p>◆<u>預り金口座にかかる海外送金規定</u></p> <p><u>本規定は、預り金口座にかかる海外送金について規定したものであり、プレスティア口座にかかる海外送金規定ではありません。なお、2022年4月1日以降、お客さまによる預り金口座開設のお申込みはできません。</u></p> <p>第10条(通知・照会の連絡先)</p> <p>1. 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、<u>当行に届出の住所・電話番号の連絡先</u>とします。</p>

現行	改訂
◆リスク開示書	<u><削除></u>

以上

株式会社SMBC信託銀行
2022年1月19日